

平成25年9月27日

船舶事故等調査報告書の訂正について

標記について、下記正誤表のとおり訂正します。

記

船舶事故調査報告書（MA2013-5）（公表年月日：平成25年5月31日）

船種船名：水上オートバイホワイトウイング

事故種類：乗組員死亡

発生日時：平成24年8月22日（水） 14時00分ごろ

発生場所：滋賀県大津市南小松地先の琵琶湖

滋賀県大津市所在の男松三等三角点から真方位039° 230m付近

正 誤 表		
訂正箇所	誤	正
1頁 発生場所欄	東経136° 57.9'	東経13 <u>5</u> ° 57.9'

船舶事故調査報告書

平成25年5月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成24年8月22日（水） 14時00分ごろ
発生場所	滋賀県大津市南小松地先の琵琶湖 滋賀県大津市所在の男松三等三角点から真方位039° 230m付近 （概位 北緯35° 13.8′ 東経136° 57.9′）
事故調査の経過	平成24年10月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ ホワイトウイング、0.1トン 253-26066滋賀、有限会社ガルータ 2.66m (Lr) × 1.07m × 0.40m、FRP ガソリン機関、95kW、平成12年8月、最大搭載人員3人
乗組員等に関する情報	船長 男性 37歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年5月18日 免許証交付日 平成24年6月7日 （平成29年6月17日まで有効） 同乗者A 男性 24歳 同乗者B 女性
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、座席後部に前から順にいずれも救命胴衣を着用している同乗者B及び同乗者Aを乗せ、大津市南小松に所在する近江舞子中浜水泳場の遊泳区域東側の浜辺を発進し、沖に向けて徐々に速力を上げて遊走していたところ、波浪による上下動が大きくなり、平成24年8月22日14時00分ごろ転覆して3人は落水した。 同乗者Aは、湖面に浮いているとき、船長から水上オートバイのキーを渡され、キルスイッチが作動して停止している本船を取りに行くように依頼され、泳いで本船に向かった。 同乗者Bは、船長から「大丈夫、大丈夫」と言われて湖面に浮いていたが、船長が徐々に流されて離れるようになり、間もなく船長を見

	<p>失った。</p> <p>同乗者Aは、本船に泳ぎ着いて乗り込み、14時10分ごろ同乗者Bが浮いている所に戻ったが、船長が見当たらず、同乗者Bに船長の行方を聞いたものの、分からないとのことだったので、付近を捜した後、同乗者Bを乗せて同行者がいる発進した場所に戻り、他の水上オートバイの遊走者に声を掛けて再度付近水域を捜したが、船長を発見できず、警察への通報を依頼した。</p> <p>船長は、8月30日12時00分ごろ、本船が転覆した場所の北方300m付近の湖上で発見され、死因は溺死と検案された。</p>																																																																																								
<p>気象・海象</p>	<p>(1) 気象</p> <p>① 警報、注意報の発表状況</p> <p>本事故の発生前には、風に関する警報又は注意報は発表されておらず、彦根地方気象台は、8月21日14時42分、大津市北部に雷注意報を発表し、本事故発生当時継続されていた。</p> <p>② 気象観測値</p> <p>本事故発生場所の北西方約1,200m付近に位置する大津市所在の南小松地域気象観測所の観測値は、次のとおりであった。</p> <table border="1" data-bbox="584 1016 1375 1805"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時刻 (時:分)</th> <th colspan="2">10分間平均</th> <th colspan="2">最大瞬間</th> <th rowspan="2">気温 (°C)</th> </tr> <tr> <th>風向</th> <th>風速 (m/s)</th> <th>風向</th> <th>風速 (m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>12:00</td><td>ESE</td><td>1.3</td><td>East</td><td>3.2</td><td>31.2</td></tr> <tr><td>12:10</td><td>SE</td><td>1.4</td><td>South</td><td>2.5</td><td>32.7</td></tr> <tr><td>12:20</td><td>ESE</td><td>1.7</td><td>ESE</td><td>3.4</td><td>31.2</td></tr> <tr><td>12:30</td><td>SE</td><td>1.4</td><td>SE</td><td>2.8</td><td>31.9</td></tr> <tr><td>12:40</td><td>ESE</td><td>1.1</td><td>ESE</td><td>2.6</td><td>31.8</td></tr> <tr><td>12:50</td><td>ESE</td><td>1.2</td><td>SE</td><td>2.7</td><td>32.2</td></tr> <tr><td>13:00</td><td>SE</td><td>2.7</td><td>SE</td><td>5.8</td><td>33.2</td></tr> <tr><td>13:10</td><td>SE</td><td>3.5</td><td>ESE</td><td>6.7</td><td>32.8</td></tr> <tr><td>13:20</td><td>SE</td><td>4.4</td><td>ESE</td><td>7.7</td><td>32.4</td></tr> <tr><td>13:30</td><td>SE</td><td>3.6</td><td>SE</td><td>7.6</td><td>32.3</td></tr> <tr><td>13:40</td><td>SE</td><td>3.6</td><td>SE</td><td>7.6</td><td>32.4</td></tr> <tr><td>13:50</td><td>SSE</td><td>3.6</td><td>SE</td><td>8.1</td><td>32.3</td></tr> <tr><td>14:00</td><td>SSE</td><td>2.9</td><td>South</td><td>6.4</td><td>31.6</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 海象</p> <p>波高 約1m、水温 約29.4°C</p>	時刻 (時:分)	10分間平均		最大瞬間		気温 (°C)	風向	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)	12:00	ESE	1.3	East	3.2	31.2	12:10	SE	1.4	South	2.5	32.7	12:20	ESE	1.7	ESE	3.4	31.2	12:30	SE	1.4	SE	2.8	31.9	12:40	ESE	1.1	ESE	2.6	31.8	12:50	ESE	1.2	SE	2.7	32.2	13:00	SE	2.7	SE	5.8	33.2	13:10	SE	3.5	ESE	6.7	32.8	13:20	SE	4.4	ESE	7.7	32.4	13:30	SE	3.6	SE	7.6	32.3	13:40	SE	3.6	SE	7.6	32.4	13:50	SSE	3.6	SE	8.1	32.3	14:00	SSE	2.9	South	6.4	31.6
時刻 (時:分)	10分間平均		最大瞬間		気温 (°C)																																																																																				
	風向	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)																																																																																					
12:00	ESE	1.3	East	3.2	31.2																																																																																				
12:10	SE	1.4	South	2.5	32.7																																																																																				
12:20	ESE	1.7	ESE	3.4	31.2																																																																																				
12:30	SE	1.4	SE	2.8	31.9																																																																																				
12:40	ESE	1.1	ESE	2.6	31.8																																																																																				
12:50	ESE	1.2	SE	2.7	32.2																																																																																				
13:00	SE	2.7	SE	5.8	33.2																																																																																				
13:10	SE	3.5	ESE	6.7	32.8																																																																																				
13:20	SE	4.4	ESE	7.7	32.4																																																																																				
13:30	SE	3.6	SE	7.6	32.3																																																																																				
13:40	SE	3.6	SE	7.6	32.4																																																																																				
13:50	SSE	3.6	SE	8.1	32.3																																																																																				
14:00	SSE	2.9	South	6.4	31.6																																																																																				
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、同乗者A及び同行者と12時ごろ近江舞子中浜水泳場付近に到着し、レンタルショップを経営する船舶所有者から本船を借り受けて遊走を始めた。</p>																																																																																								

	<p>船長は、海水パンツ及び主に保温や日焼け防止機能のある長袖のシャツを着ていたが、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長の家族によれば、船長は、泳ぐことができ、持病はなかった。</p> <p>同乗者Aは、遊走を開始した頃と比べて波浪が高くなっていることに気付いていたが、本事故発生前に船長と沖に出るのをやめることについて会話することはなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>船長の死因は、溺死であった。</p> <p>本船は、琵琶湖西岸の近江舞子中浜水泳場沖を遊走中、波浪を受けて転覆したことから、船長及び同乗者2人が落水し、船長が死亡したものと考えられる。</p> <p>船長は、落水後、溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していれば、同乗者Bと共に救助された可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、琵琶湖西岸の近江舞子中浜水泳場沖を遊走中、波浪を受けて転覆したため、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイで遊走する場合は、救命胴衣を着用すること。 ・水上オートバイでの遊走は、波浪が高いときは控えること。